

第7回運動部会議事概要

開催日時：令和8年3月16日（月）18：30～20：10

開催場所：名寄市役所 名寄庁舎第1委員会室

出席者：松澤 大介、桑内 寿則、松浦 修司、小笠原 志朗、金澤 秀和、大沼 広明、
筒井 正敏、片井 省仁

1 開 会

2 議 事

事務局：議事（1）「分会の報告について」の説明。

K委員：バドミントン分会は、予定していた分会が中止になり、改めて開催の調整を行うことになっている。協会主催の大会が実態として教員が中心になって運営されていることについて、協会としての今後の対応を確認できていない。令和8年9月以降、協会として何ができるかの確認を行うことと併せてNスポーツコミッションなよろでも教室等の開催ができないかなど検討を行いたい。

N委員：テニス分会は協会が主体となり準備を進めている。テニスコートの課題がまだ解決されていない状況である。

H委員：バレーボール分会については、地域展開に併せて、部活動のある女子のチームだけではなく、既存の男子のバレークラブと連携した活動を検討している。

事務局：野球分会については、定期的に分会が開催され、出場大会のすり合わせなどを行っている。12月に部活動とNABBCの合同練習が実施されており、指導者間の連携や交流を深めるため、今後も継続して合同練習を実施するとのことである。

K委員：野球分会では、少年団、中学部活動、NABBC、名寄高校で協議していることも聞いており、地域全体での活動環境について検討されている。

事務局：議事（2）「地域クラブ活動の実施及び支援について」の説明。これまで協議会で検討した結果を基に予算協議を行ったが、国の補助制度が該当になるよう支援の内容を変更している。

N委員：競技団体と連携しない地域クラブ活動や個人的な団体が出てくることを懸念している。競技団体と連携が必要だということを強調してほしい。

事務局：本市の運動部活動の地域展開については、競技団体が主体となり取り組みを進めていくことから、競技団体が地域クラブ活動の運営団体となり、認定制度の申請においては、運営団体から申請することとしている。

F委員：本市の地域クラブ活動に他市町村から生徒が参加することは可能なのか。

事務局：参加することは差し支えない。認定制度としては、競技力強化の観点で他市町村から選抜のように生徒を集めるものは認定されない。また、広域から生徒を集める場合は、本市の地域クラブ活動に参加する必要性を確認し、判断することが想定される。

F委員：認定制度の要件である学校等との連携とは何を指すのか。口頭でよいのか、書類を提出するのかなど、具体的に示されなければ、理解が難しいのではないのか。

K委員：出場する大会など、地域クラブ活動が部活動に共有することが必要であるが、反対に部活動から地域クラブ活動に共有するなど相互の情報共有が必要だと考える。

N委員：どのような練習をしているのか、どのような指導を行っているのか、活動スケジュールがどうなっているのかなどの情報を共有するイメージではないのか。

K委員：年に1度地域クラブ活動と学校での会議を開催するなどの方法も考えられる。

事務局：認定の要件として記載は変更せず、問題点があれば随時変更するなどとし、連携の定義を検討させていただきたい。

H委員：令和8年9月からの大会出場について、地域クラブ活動で出場することが部活動顧問に伝わっていないと感じている。

事務局：第2回協議会において議論させていただいたとおり、令和8年9月からは、原則地域クラブ活動で大会に出場する。ただし、競技によっては中体連のシードの権利が得られないケースや、指導者や大会の出場要件によって地域クラブ活動として出られないケースが想定され、生徒に不利が生じないよう地域クラブ活動と学校が連携し、対応していただきたい。連携を行った上で、学校として出場するという判断した場合は、妨げるものではない。

K委員：認定されていない地域クラブ活動が中体連に出場することは可能なのか。

事務局：令和7年度の出場要件では可能である。令和8年度以降に出場要件に認定制度がどこまで反映されるかは現時点では不明である。

K委員：教職員の兼職兼業は積極的に進めるべきことなのか。教職員ありきでは、部活動の課題となっている根本が解決されないことから、競技団体主体で検討を進めてきたのではないのか。

事務局：そのとおりである。教職員ありきで検討された地域クラブ活動ではなく、競技団体が主体となって検討された地域クラブ活動に対して、協力してもらう教職員に対する制度である。

H委員：現在は地域クラブ活動の検討の場として、分会が役割を担っていると考えているが、地域クラブ活動が開始された際、教職員は会議の場に必要ないのではないかという意見があった。

K委員：将来的にそうなる可能性もあるが、現在の移行期においては、丁寧に進めていかなければならない。

事務局：議事（3）「地域クラブ活動の周知について」の説明。

F委員：現在休部している部活動が新入生の加入により活動を再開する可能性がある。活動が再開された場合、他部活動と同様に休日は地域で活動することを検討している。その場合、地域展開の扱いはどうなるのか。

事務局：部活動を地域に転換するという点で地域展開に該当すると考える。地域クラブ活動の周知として配布する地域クラブ活動紹介については、現時点では認定に関わらず部活動実施競技の地域クラブ活動を掲載しているため、地域クラブ活動として活動するものは、掲載可能だと考えている。ただし、認定制度における取り扱いについては、事務局で現状を把握し、検討させていただきたい。

3 その他

K委員：今後、地域クラブ活動と学校の連携の場として分会を開催するのか、地域クラブ活動に連携の方法を委ねるのか、全体で合同会議を開催するのかご意見をいただきたい。

D委員：この協議会は、部活動改革の推進に関する事項を協議することとされており、大きな枠組みについて議論し、スタートさせる役割だと感じている。連携のための会議は教育委員会が中心となり進めていくものだと考える。

事務局：Nスポーツコミッションなよろと教育委員会が主催で開催するなど検討させていただきたい。

K委員：開催時期や開催方法については事務局と検討し、決定する。

4 閉会

K委員：以上で、本日の部会を終了する。